

## 1 2. 社会適応訓練事業について

社会適応訓練事業については、精神保健福祉法の枠内で位置付けてきたが、他の制度との関係も不明確であることから、自治体から、障害者自立支援法上のサービスとの関係も含め、事業の位置付けについて整理を求めのご意見も多くいただいております。今般の精神保健福祉法の改正により、法律上の根拠規定が削除されることとなった。

(平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日(予定))から施行)

しかしながら、社会適応訓練事業は、短時間や少人数での訓練を行うことが可能である等、精神障害者の特性を踏まえたものであり、訓練終了後、雇用に結びつくケースが多数あるとの意見があるなど、着実にその成果を積み重ねており、今後、障害者施策全体の中での新たな位置付けを検討してまいりたいと考えています。各都道府県におかれては、引き続き事業に積極的に取り組んでいただきたい。